

議案第72号

みやき町個人情報保護条例の一部を改正する条例について

みやき町個人情報保護条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成29年 9月 4日提出

みやき町長 末 安 伸 之

提案理由

この議案は、行政機関等の保有する個人情報の適正かつ効果的な活用による新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するための関係法律の整備に関する法律（平成28年法律第51号）の施行に伴い、みやき町個人情報保護条例の一部を改正する必要があるため、議会の議決を求めるものである。

みやき町個人情報保護条例の一部を改正する条例

みやき町個人情報保護条例（平成18年みやき町条例第21号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。」を「次のいずれかに該当するものをいう。」に改め、同号に次のように加える。

ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式をいう。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

イ 個人識別符号が含まれるもの

第2条中第7号を第9号とし、第4号から第6号までを2号ずつ繰り下げ、同条第3号中「容易に」を削り、同号を同条第5号とし、同条中第2号を第4号とし、第1号の次に次の2号を加える。

(2) 個人識別符号 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第2条第3項に規定する個人識別符号をいう。

(3) 要配慮個人情報 本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして規則で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

第7条の次に次の1条を加える。

(収集の禁止)

第7条の2 実施機関は、要配慮個人情報を収集してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合は、要配慮個人情報を収集することができる。

(1) 法令又は条例（以下「法令等」という。）に定めがあるとき。

(2) 前号に掲げるものの他、実施機関が審査会の意見を聴いて、個人情報を取り扱う事務の目的を達成するために必要であり、かつ、欠くことができないと認めるとき。
第17条第3号中「含む。）」の次に「若しくは個人識別符号が含まれるもの」を加える。

第18条第2項中「記述等」の次に「及び個人識別符号」を加える。

第40条の10第1項第1号オ中「番号法第2条第9号」を「番号法第2条第9項」に改める。

第54条中「第2条第3号」を「第2条第1項第5号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

みやき町個人情報保護条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

改正後	改正前
<p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 個人情報 生存する個人に関する情報であつて、<u>次のいずれかに該当するものをいう。</u></p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p><u>ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式）<u>その他の知覚によっては認識することができない方式をいう。</u>）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）</u></p> <p><u>イ 個人識別符号が含まれるもの</u></p> <p>(2) <u>個人識別符号 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第2条第3項に規定する個人識別符号をいう。</u></p> <p>(3) <u>要配慮個人情報 本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして規則で定める記述等が含まれる個人情報をいう。</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 個人情報ファイル 一定の事務の目的を達成するために、特定の保有個人情報を_____検索することができるように体系的に構成した保有個人情報を含む情報の集合体をいう。</p>	<p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 個人情報 生存する個人に関する情報であつて、<u>当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。</u></p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 個人情報ファイル 一定の事務の目的を達成するために、特定の保有個人情報を<u>容易に</u>検索することができるように体系的に構成した保有個人情報を含む情報の集合体をいう。</p>

(部分開示)

第18条 (略)

2 開示請求に係る個人情報に前条第3号の情報(開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。)が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いて開示しなければならない。

(利用停止請求の事由等)

第40条の10 保有特定個人情報にあっては、次の各号のいずれかに該当すると思料するときに、当該各号に定めるところにより、第35条の利用の停止、消去又は提供の停止を請求することができる。

(1) 次のアからオまでのいずれかの場合当該保有特定個人情報の利用の停止又は消去

ア～エ (略)

オ 番号法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルという。)に記録されているとき。

(2) (略)

2・3 (略)

第54条 実施機関の職員若しくは職員であった者又は第9条の委託を受けた事務又は公の施設の管理に関して行う事務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第1項第5号の個人情報ファイルで電子計算機を用いて検索することができるもの(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(部分開示)

第18条 (略)

2 開示請求に係る個人情報に前条第3号の情報(開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。)が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等_____の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いて開示しなければならない。

(利用停止請求の事由等)

第40条の10 保有特定個人情報にあっては、次の各号のいずれかに該当すると思料するときに、当該各号に定めるところにより、第35条の利用の停止、消去又は提供の停止を請求することができる。

(1) 次のアからオまでのいずれかの場合当該保有特定個人情報の利用の停止又は消去

ア～エ (略)

オ 番号法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(番号法第2条第9号に規定する特定個人情報ファイルという。)に記録されているとき。

(2) (略)

2・3 (略)

第54条 実施機関の職員若しくは職員であった者又は第9条の委託を受けた事務又は公の施設の管理に関して行う事務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第3号_____の個人情報ファイルで電子計算機を用いて検索することができるもの(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。